

○津山工業高等専門学校施設の有効活用に関する規程

〔平成14年6月25日
規程第3号〕

改正 平成18年4月1日規程第59号 平成30年12月12日規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における既存施設の利活用状況を把握し、全校的な視点から教育研究の変化に対応した施設使用の再編（施設の有効利用の促進、共用スペースの確保等）を図ることを目的とする。

(施設の調査)

第2条 前条の目的を推進するため、津山工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）は、既存施設の活用状況を把握するため、校内の施設を調査するものとする。

(施設使用の再編)

第3条 運営会議は、前条の調査の結果、施設使用の再編の必要を認めた場合は、関係する系等に事情聴取を行った上で、施設使用の再編計画を作成するものとする。

2 関係する系等は、前項で作成された施設使用の再編計画の実施に努めなければならない。

(調査等の委嘱)

第4条 運営会議は、必要に応じ施設の活用状況等の調査及び評価について、学外の者に委嘱することができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則（平成14年6月25日規程第3号）

この規程は、平成14年6月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月1日規程第59号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日規程第12号）

この規程は、平成30年12月12日から施行する。